聖和まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、聖和まちづくり協議会(以下「本会」という。)と称し、所在地を天王 寺区寺田町一丁目5番9号聖和会館内に置く。

(対象区域)

第2条 本会の対象区域は、聖和地域(寺田町一丁目、寺田町二丁目、国分町、勝山二丁目、勝山三丁目、勝山四丁目、大道二丁目、烏ヶ辻二丁目の一部)とする。(別図のとおり)

(目的)

第3条 本会は、聖和地域を安全で住みやすいまちにしていくために、地域のさまざまな 団体・対象区域の住民(以下「地域住民」という。)が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

(活動)

- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動分野を活動対象とする。
 - (1) 防犯・防災に関する分野
 - (2) 子ども・青少年に関する分野
 - (3) 福祉に関する分野
 - (4) 健康に関する分野
 - (5) 環境に関する分野
 - (6) 文化・スポーツに関する分野
 - (7) 地域コミュニティに関する分野
 - (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する分野
- 2 なお、次の活動は行わないものとする。
 - (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
 - (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(構成)

- 第5条 本会は、地域で公益活動に取組む別表に定める団体をもって構成する。
- 2 本会へ新たな団体の参加については、運営委員会の議決によるものとする。
- 3 ただし、原則、当該地域に拠点を有する団体とする。

(退会)

第6条 構成員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第2章 役員及び監事

(役員及び監事)

第7条 本会に、次の役員及び監事を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 若干名

(3) 部会長 各部会1人

(4) 会計 1人

(5) 副会計 1人

(6) 書記 2人

(7) 監事 2人

(役員及び監事の選任)

第8条 役員及び監事は、運営委員会において選任する。

- 2 役員は第12条に定める運営委員より互選で選任する。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員及び監事の職務)

- 第9条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
 - (4) 会計は、本会の会計を担当する。
 - (5) 副会計は、会計を補佐する。
 - (6) 書記は、本会の書記を担当する。
- 2 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、役員の業務又は財産に関し不正の行為、または法令、条例、規則及び要綱若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを運営委員会及び区長に報告すること
 - (4) 役員の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること

(役員及び監事の任期)

第10条 役員及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員等は、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

(相談役)

- 第11条 本会には相談役をおくことができる。
- 2 相談役は運営委員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。任期は 2 年とし再任を 妨げない。
- 3 相談役は本会の運営につき助言する。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

- 第 12 条 運営委員会は、本会構成団体(別表)の代表者及び会長が指名する者(以下「運営委員」という。)を委員として組織する。
- 2 前項の規定により、新たに会長が運営委員を指名する場合は、原則、当該地域に団体 代表者の居住地または団体の拠点ないし事業所を有するものとし、運営委員会の同意を 得るものとする。

(運営委員会の議決事項)

- 第13条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
 - (2) 役員等の選任に関する事項
 - (3) 聖和地域の「将来的な構想」の策定に係る事項
 - (4) 規約に関する事項
 - (5) 本会の構成・組織に関する事項
 - (6) 部会の設置に関する事項
 - (7) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

- 第14条 運営委員会は、会長が招集する。
- 2 運営委員会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき
 - (3) 第9条第2項第3号の規定により、監事から招集の要請があったとき
- 3 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

第 15 条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(委任状による出席)

第 16 条 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、会長に委任 状を提出することができる。この場合において、第 14 条第 4 項の定足数の規定の適 用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

- 第17条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 運営委員の現在数及び出席者数(委任状提出者を含む。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名するものとする。

(議事録等の公開)

第 18 条 地域住民は、会長に申出のうえ、運営委員会の議事録を閲覧することができる。 ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、 会長は役員と協議のうえ、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。

第4章 役員会

(構成)

第19条 本会に役員会を置く。

(権能)

- 第20条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 運営委員会に付議すべき事項
 - (2) 運営委員会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第 21 条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 役員総数の2分の1以上から請求があったとき
 - (3) 第9条第2項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(議長)

第22条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第23条 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任状による表決)

第24条 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、会長に委任状を提出することができる。

(議事録等)

- 第25条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名(委任状提出者を含む)
 - (3) 議事の概要及び議決の結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名するものと する。
- 3 前2項により作成された議事録については、第18条第1項の規定を準用する。

第5章 部会

(部会の設置)

第26条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織等)

- 第27条 本会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。
 - (1) 安心安全部会 地域の防災、防犯、環境美化に関すること
 - (2) 子ども部会 子育て支援、子どもの環境、子どもの見守りに関すること
 - (3) 地域福祉部会 地域の高齢者の見守り、支えあいに関すること
 - (4) 広報部会 聖和まちづくり協議会の広報に関すること
 - (5) 地域交流部会 地域のコミュニティづくりに関すること
 - (6) スポーツ部会 地域のスポーツ振興に関すること。
- 2 前項で掲げる事業の実施にあたっては、幅広く地域住民に参加を呼びかけるものとし、 また、地域住民から参加希望があった場合は、部会長は正当な理由がない限り、これを 拒んではならない。

(部会長等)

第28条 各部会に、部会長1名及び副部会長若干名、部会会計1名を置く。

(副部会長等の選任)

第29条 副部会長及び部会会計は各部会において選出する。

(各部会の開催)

第30条 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき 又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第6章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

- 第31条 本会の経費は、大阪市補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の事業計画及び予算は、次項に定める各部会長からの報告をもとに、役員がその 案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同 様とする。
- 3 各部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第32条 本会の事業報告及び決算は、次項に定める各部会長からの報告をもとに、役員が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。
- 2 各部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。
- 3 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の要求があった ときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。ただし、個人情報 等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は役員と協議 のうえ、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、運営委員会の議決を経て会長が別に定める。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

- 第35条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。
- 2 地域住民は、会長に申出のうえ、会計に関する帳簿を閲覧することができる。ただし、 個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は役 員と協議のうえ、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。
- 3 大阪市からの補助金等にかかる実績報告、収支報告等については、大阪市天王寺区ホームページにおいて公開するものとする。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第36条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第8章 雑則

(委任)

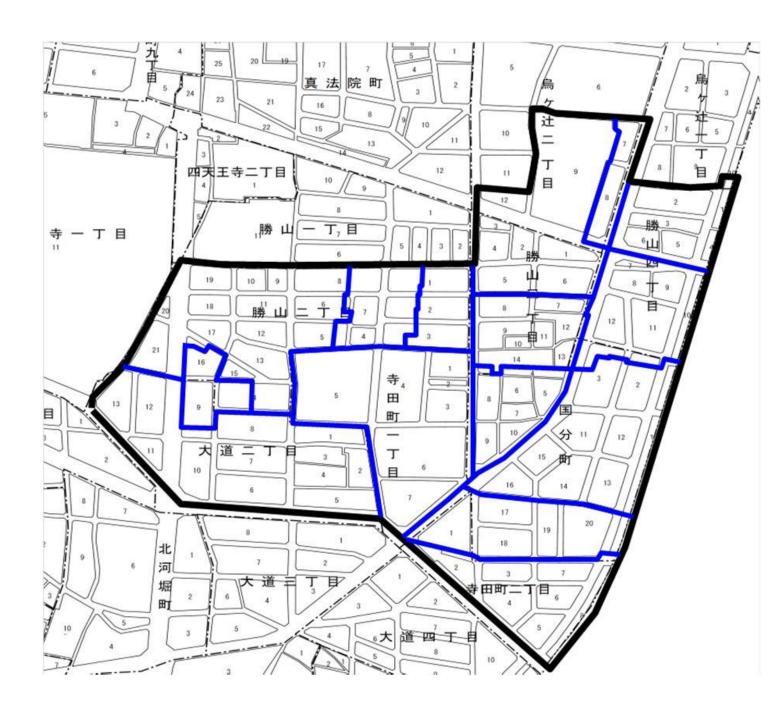
第37条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則 (設立年月日)本会の設立は平成24年4月1日とする。

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(準備会)

- 2 聖和地域活動協議会準備会は、平成 24 年3月31日をもって閉会し、その全てを本会に継承するものとする。
- 3 この規約は、平成24年 6月12日から施行する。
- 4 この規約は、平成24年10月 5日から施行する。
- 5 この規約は、平成25年 2月15日から施行する。
- 6 この規約は、平成25年 6月 4日から施行する。
- 7 この規約は、平成26年 2月19日から施行する。
- 8 この規約は、平成26年 4月14日から施行する。
- 9 この規約は、平成27年10月 5日から施行する。
- 10 この規約は、平成28年6月18日から施行する。
- 11 この規約は、平成30年9月29日から施行する。
- 12 この規約は、平成31年2月9日から施行する。
- 13 この規約は、令和元年6月1日から施行する。
- 14 この規約は、令和 4年 6月 11 日から施行する。
- 15 この規約は、令和5年2月18日から施行する。
- 16 この規約は、令和7年2月22日から施行する。



(第5条関係)

聖和まちづくり協議会 構成団体

団 体 名
聖和連合振興町会
聖和連合振興町会女性部
聖和連合振興町会災害救助青年部
聖和地区社会福祉協議会
聖和地区保護司
聖和地区民生委員児童委員協議会
聖和女性会
聖和地区青少年指導員会
聖和育成子ども会
聖和小学校PTA
聖和寄り合いまちづくり
聖和子ども見守り隊
聖和老人会
聖和小学校区教育協議会一はぐくみネットー
聖和支部防犯協会
聖和地域高齢者食事サービス委員会
聖和ジュニアスポーツ